

自治会補助金等申請
まるわかりブック
(令和8年度版)

江別市市民生活課市民活動係
(TEL:011-381-1018)

目次

- ・ 提出書類及び補助金の種類 . . . 1
- ・ 役員登録書 【5月14日締切】 . . . 2
- ・ 世帯数報告書【5月14日締切】 . . . 3
- ・ 区班長登録書【※】 . . . 4

※広報えべつの送付先変更について

4月号から：3月12日（木）締切 5月号から：4月9日（木）締切

- ・ 補助金の記入のしかた . . . 5
- ・ 各補助金請求書の記入のしかた . . . 6
- ・ 自治会活動費補助金【随時申請可】 . . . 8
- ・ 防犯灯維持費補助金【9月30日締切】 . . . 16
- ・ 防犯灯設置費補助金【随時申請可】 . . . 21
- ・ 自治会館運営補助金【4月30日締切】 . . . 24
- ・ 自治会館連絡先の記入のしかた【4月30日締切】 . . . 28
- ・ 自治会館等建築補助金【4月30日締切】 . . . 29

この冊子の使い方

江別市では、自治会活動の促進・支援のため、各種補助金があります。また、自治会長をはじめとする自治会役員のみなさまには、市民からの問い合わせや地域の困りごと等、ご協力をいただくことがあり、毎年自治会役員登録書のご提出をお願いしています。

役員登録書や各種補助金申請を円滑に作成いただくために、各書類の記入時のポイントや書き方を記載しています。

ご一読いただき、書類作成時の一助になれば幸いです。

提出書類及び補助金の種類

全自治会対象

- ・自治会役員登録書
- ・自治会区班長登録書
- ・世帯数報告書
- ・自治会活動費補助金

防犯灯を管理している自治会等対象

- ・防犯灯維持費補助金
- ・防犯灯設置費補助金

自治会館を管理している自治会対象

- ・自治会館運営補助金
- ・自治会館等建築補助金
- ・自治会館連絡先

その他の補助金制度(担当部署が異なります)

- ・資源回収奨励金（廃棄物対策課減量推進係）
- ・花のある街並みづくり事業補助金（環境課）
- ・愛のふれあい交流事業助成金（江別市社会福祉協議会）

役員登録書

【5月14日（木）厳守】

自治会長の連絡先及び役員の連絡先ならびに役割等を記入してください。
自治会長宛文書の発送や市民から自治会へ問い合わせがあった際に、各担当役員に連絡するために活用させていただきます。新役員が決まり次第、ご提出をお願いいたします。

また、役員の変更がありましたら、速やかにご連絡をお願いいたします。
※会長及び役員の連絡先は、市民生活課のほか、市役所の他部署や社会福祉協議会等へ共有させていただきますが、市民や外部から連絡先を求められた場合には、了承を得てからとします。

令和8年度 自治会役員登録書

令和8年5月14日(木)締切

コード

-

江別市使用欄(記入不要)

受付	入力	確認

令和8年 月 日記入

自治会名	自治会
------	-----

会長のご連絡先は市および社会福祉協議会等、自治会に関わる機関にお知らせすることがありますのでご了承願います。また、外部から連絡先を求められた場合は本人の了承を得てから提供させていただきます。

役職	(フリガナ)	住所 (マンション等の場合は部屋番号も記入願います。)
	氏名	
会長		〒 -
電話番号	①	②
	※ふだん使用している連絡先を①に記入 ※可能な限り①②両方を記載してください。	
メールアドレス	_____	

<small>自治会長が携帯電話を所有していない、または携帯電話で確認可能なメールアドレスを利用していない場合は、「連絡担当者」を選出し、以下の欄に記入ください。 この情報は総務部危機対策・防災担当(011-381-1407)へ提供し、「江別市防災情報提供サービス(別紙)」へ登録させていただきます。</small>		

-----以下の欄は文書の送付先・連絡担当者が会長以外の場合のみご記入ください-----

文書送付先 連絡先 (いずれかに)

役職	(フリガナ)	住所
	氏名	

会長宛の文書の送付先、自治会に関する電話をする際の連絡先が「会長以外」の場合、必ずチェックを入れ、ご記入ください。

◎補助金に関するお問い合わせ担当

補助金の申請に関して、市民生活課からご連絡する場合があります。補助金ごとに担当者が異なる場合は、裏面の「その他お問い合わせ担当」欄をご使用ください。

役職	(フリガナ) 氏名	電話番号	備考

世帯数報告書

【5月14日（木）厳守】

令和8年4月1日現在の世帯数を記入してください。

自治会活動費補助金の申請世帯数と異なる場合、世帯数報告書で報告のあった世帯数を補助金申請世帯数として使用します。

令和8年度 自治会世帯数報告書

令和8年5月14日(木)締切

コード -
令和8年 月 日提出

自治会

4月1日現在の世帯数を
記入してください。

50

世帯

内容を確認し、
チェック✓を
入れてください。

必ず下記内容を確認のうえ、チェックをお願いいたします。

このとおり、令和8年4月1日現在の世帯数に相違ありません。

※自治会活動費補助金申請書の世帯数と異なる場合、本紙の世帯数を補助金申請世帯数として使用させていただきます。

令和8年 月 日

自治会 会長

市民生活課 確認欄

受付	入力	確認

《お問い合わせ先》

市民生活課市民活動係

(TEL:011-381-1018 Email:shiminseikatsu@city.ebetsu.lg.jp)

区班長登録書



←回覧・広報えべつの変更連絡はこちら

【送付先変更締切】

4月号:3月12日(木)まで

5月号:4月9日(木)まで

※6月号以降は前月初旬まで

広報えべつや江別市社会福祉協議会からの文書の送付先として、区長・班長の名前、住所、広報部数、回覧必要部数を記入してください。

年度途中で区長・班長が交代する場合は、1年分の区班長登録書を提出してください。

途中で必要部数の変更があったときは、速やかにご連絡をお願いいたします。

なお、上記 QR コードから変更の連絡ができますのでご利用ください。

自治会名 _____ 自治会 _____ 令和8年 月 日記入

郵送先(○を記入してください。)			
広報えべつ4月号(3月下旬送付)		広報えべつ5月号(4月下旬送付)	
<input type="checkbox"/>	旧区長(班長)へ	<input type="checkbox"/>	旧区長(班長)へ
<input type="checkbox"/>	新区長(班長)へ ※3/12(木)までに提出	<input type="checkbox"/>	新区長(班長)へ ※4/9(木)までに提出

江別市記入欄(記入不要)			
受付	広報提供	入力	確認
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

広報えべつ4月号(3月下旬送付)より新しい区長(班長)への送付を希望される場合は、3月12日(木)までに提出してください。

例年、広報えべつ4月号、5月号は旧区長(班長)から、送付先が異なる旨の連絡が多数をいただいております。社会福祉協議会等関係機関からの記載しご連絡いただきますようお願いいたします。記載事項を漏れなく記入してください。

年度の途中で区班長の変更の有無について○をつけてください

〈広報部数〉
:1班あたりの広報えべつの必要枚数
〈回覧枚数〉
:1班あたりの回覧時に必要な枚数

年度途中で区班長変更の有無(○を記入してください)	<input type="checkbox"/>	なし
	<input type="checkbox"/>	あり(____ヶ月交代)※1年分の送付

区(班)	区(班)長氏名	住所(マンション等の場合、部屋番号も記入願います。)	電話番号	広報部数	回覧枚数
区・班				10	1
区・班					
合 計					

書類の記入のしかた

～4つのルール～

- 1 修正テープ（修正液）を使わない！
…訂正をするときは、二重線訂正し加筆修正してください。
- 2 書類（申請書、請求書、委任状）はすべて同じ印を押す。
※シャチハタ不可
- 3 請求書の口座名義を確認
…口座名義人や口座番号が間違っていないか、必ず確認してください。
- 4 データ（パソコン）で書類を作成する場合、様式を変更しないでください。
※不備があった場合、再提出をお願いすることがあります

～委任状について～

補助金を受け取る口座名義人が申請者名（自治会長名）と異なる場合に必要です。

各補助金の受取口座の名義人が同じ場合、委任状は1枚でOK！

一つ目の補助金申請時に提出すると、再度提出は不要です。

※補助金ごとに受取口座が異なる場合は口座ごとに委任状が必要となります。

【委任状が不要な場合】

- ①自治会会長名
「〇〇自治会 会長 〇〇 〇〇
- ②自治会名のみ
「〇〇自治会」

【委任状が必要な場合】

- ①職名が「会長」でないとき
「〇〇自治会 代表 〇〇 〇〇」
- ②会長以外の名義人のとき
「〇〇自治会 会計 〇〇 〇〇」
- ③個人名
「〇〇 〇〇」

各書類は江別市公式ウェブサイトからダウンロードできます

トップページ→検索（トップページ右上）から「自治会 補助金」と検索
→「自治会関係各補助金申請の様式ダウンロード」からダウンロードできます。

請求書の記入のしかた

自治会長の個人印又は自治会長の角印を捨印と合わせて**2箇所**押印してください。
※シャチハタは不可。



請 求 書

江別市長 様

自治会名

代表者職氏名

住 所



令和8年度自治会活動費補助金

請求金額 円 **記入しないでください**

うち、
地域自治活動事業補助金
市政協力事業補助金

記入しないでください

(振込先)

【銀行名】	(いずれかに○) 銀行・信用金庫・労働金庫 信用組合・農業協同組合		
支店名	支店	預金種類 (いずれかに○)	普通・当座
口座番号			
フリガナ	〇〇ジチカイ カイケイ ホツカイ ジロウ		
口座名義	〇〇自治会 会計 北海 次郎		

通帳に書かれているとおりの口座名義を記入してください。

委任状の記入のしかた

自治会長の個人印又は自治会長の角印を捨印と合わせて2箇所押印してください。
※シャチハタは不可。



委 任 状

江別市長 様

委任者 自治会名 ○○自治会
代表者職氏名 会長 江別 太郎
住 所 江別市 △△町△番地の△



該当補助金に○や囲み線は不要です

令和8年度

自治会活動費補助金
防犯灯維持費補助金
自治会館運営補助金
防犯灯設置費補助金
自治会館等建築補助金

の受領については

下記の者に権限を委任いたします。

受任者 自治会名 ○○自治会
氏 名 北海 次郎
住 所 江別市 △△町◆番地の□
口座名義 ○○自治会 会計 北海 次郎
(漢字)

通帳に書かれているとおりの口座名義人を記入してください。

自治会活動費補助金

自治会

4月1日以降 申請書類の提出（年度内随時申請可）



市

7月以降順次 審査終了後
・補助金決定通知書の送付
・指定口座へお振り込み

申請時の提出書類

- ・自治会活動費補助金申請書
- ・令和8年度申請用 自治会活動状況報告書(令和7年度実施分)
- ・総会議案書
- ・請求書
- ・委任状(必要の有無は、5ページを参照)

自治会活動費補助金には、2種類の補助金があります。

1 地域自治活動事業

自治会の5事業(清潔な地域づくり事業、福祉育成事業、安全な地域づくり事業、地域交流事業、地域自治活動事業)の活動にかかる費用を補助します。審査により、実施事業数に応じて、350円～450円の単価から1世帯あたりの補助額を決定し、令和8年4月1日の自治会世帯数に基づき算定します。

※50世帯以下の自治会は50世帯とみなし、算定します。

〈ポイント〉

自治会活動状況報告書と総会議案書をもとに審査します。

令和8年4月1日の自治会加入世帯数、申請いただいた実施事業が総会議案書に記載があるかを確認します。

※総会議案書に記載のない事業については、実施したことが確認できる資料を添付してください。

※チェックをつけた事業については、総会議案書等の記載箇所にマーカー等で線を引いてください。

2 市政協力事業補助金

広報えべつや市からの回覧物、市との連絡調整等、市政への協力に対する事業です。1世帯あたり一律200円を令和8年4月1日の自治会世帯数に基づき算定します。

申請書の記入のしかた

第1号様式（第4条関係）

自治会長の個人印又は自治会長の角印を捨印と合わせて**2箇所**押印してください。
※シャチハタは不可。



自治会活動費補助金交付申請書

日付は記入しないでください

年 月 日

（あて先）江別市長

自治会名 〇〇自治会
 会長名 会長 江別 太郎
 住所 江別市 △△町△番地△
 TEL 011-123-4567



江別市自治会活動費補助金交付規則第4条の規定により、下記のとおり補助金の交付申請をします。

記

1. 補助金交付申請額 一金 **30,500** 円也

2. 内 訳（※印欄は記入しないでください。）

構成世帯数 (ア)	一世帯当り補助額 (イ)	補助金交付申請額 (ア) × (イ)	※ 審査欄（補助金決定額）	
			円	円
①構成世帯数 ・ <u>40</u> 世帯	地域自治活動事業 ・ 350 円	22,500 円	①構成世帯数	記入しないでください
②みなし世帯数 ・ <u>50</u> 世帯 ※活動状況報告書に基づきいずれかを○	・ 400 円 ・ <u>150</u> 円 ※活動状況報告書に基づきいずれかを○		②みなし世帯数 ・ 50 世帯	
<u>40</u> 世帯	市政協力事業 200 円	8,000 円		記入しないでください

※構成世帯数は、4月1日現在の世帯数とする

◎ 総会議案を必 **自治会加入世帯数 × 一世帯当り補助額 を乗じてください。**

自治会活動状況報告書作成マニュアル

報告書の作成にあたっての注意事項

はじめに

報告書にある「自治会チェック欄」は必ず記載内容を確認してチェックしてください。

チェックがない場合、報告書を受理できません。

イベント、会議等の活動について

自治連合会、市民活動団体（高齢者クラブ、女性協議会や自主防災団体等）、市などのイベント、会議については、役員だけではなく自治会員が広く参加対象となるものであることが分かれば自治会で実施した事業として認められます。

一例は下表のとおりです。

○	自治連合会の夏祭りや研修、学校区での交流事業など自治会員の多くが参加対象となっているもの
×	市の新年交礼会に役員が出席、小学校の入学式で会長が挨拶、生活安全部長が自主防災の会議や訓練に参加など、役員等一部の会員に限定されているもの

予定していた自治会のイベントが中止になった場合

イベントが中止になった場合、どのような理由でも補助の対象にはなりません。

ただし、代替事業を実施した場合は補助対象になります。

例	・夏祭りが荒天のため中止になったため、記念品を自治会員へ配布 ・防災に関する研修会が人数不足のため中止になったため、研修を予定していた内容をチラシにまとめて回覧した
---	---

各種チラシの配布について

自治会で作成したチラシの配布が補助対象になります。学校や警察等の他機関からのチラシの配布・回覧は対象になりません。

自治会から他機関への助成金について

自治会から他機関への助成金の支出は、支出先の団体で自治会がどのように活動しているか、資料から確認できた場合補助対象になります。「○○に対して助成金□□円」のみでは補助対象になりません。

各種会費（社会福祉協議会、防犯協会）については補助対象外です。

次頁以降で活動事例を紹介します。報告書作成時の参考にご確認ください

自治会活動事例集

チェックリストに記載のある事業について具体例を記載しています。また、自由記載欄については、記入事例として実際に、これまで自治会から申請のあった事業を紹介しています。申請時にご活用ください。

(ア) 清潔な地域づくり事業

1.2. 地域一斉清掃、地域一斉草刈

地域一斉清掃、地域一斉草刈り、公園の清掃（公園アダプト制度^①への参加も含む）
バス停の清掃、空家の草刈り、樹木の伐採など

4. 花植え・花壇整備

花壇の清掃、花壇植栽の土の入替え、花のある街並みづくり事業^②への参加など

5. ごみステーション（ごみネット）の購入、修繕

自治会で管理しているごみステーションやごみネットの新規購入、破れてしまったごみネットの修繕、交換、カラス除けサークルの購入

※ごみステーションを「管理している」という状態だけでは補助対象になりません。

6. ごみのマナーに関する看板、ポスターの作成、設置、更新

7. ペットのマナーに関する看板、ポスターの作成、設置、更新

作成、設置：新規で掲示物を作成し設置したときに限ります。

「同じものを継続して設置している」という状態だけでは補助対象になりません。

不法投棄についての注意喚起ポスターを作成、ごみステーションの利用についての看板を設置

ペットの糞についての注意喚起ポスターを作成、ペットのマナーについての看板の老朽化に伴う更新

■ その他（自由記載例）

廃油回収、排水路の清掃、ごみステーションの貸し出し
放置自転車処分、河川清掃活動



(イ) 福祉育成事業

1. 敬老のお祝い

喜寿等の祝い金の贈呈、65歳以上の会員への商品券の贈呈等、長寿者に対する祝い金や記念品などの贈呈、食事会

2. 入学・卒業・進級のお祝い

幼稚園、小学校、中学校、高校などの入学（園）、卒業（園）や進級のお祝いのため、祝い金や記念品を贈呈

3. 慶弔見舞

会員の死去に伴う弔慰金、会員の出産等の慶事に伴う祝い金

4. ラジオ体操

夏休みの子供ラジオ体操、高齢者を対象とした定期的なラジオ体操



7. 高齢者の見守り活動（戸別訪問、チラシの配布等）

高齢者世帯の訪問による安否確認の実施、健康増進等に係るチラシの配布

※敬老のお祝いとの同時に実施した場合（記念品等を戸別配布し、安否確認を実施する等）は「1. 敬老のお祝い」「7. 高齢者の見守り活動（戸別訪問、チラシの配布等）」の両方が対象になります。

8. 健康づくりを目的としたイベントや教室の実施

自治会員の健康の増進を目的とした行事や教室を開催、健康体操、ヨガ教室、E-リズム体操・ゲートキーパー講座^③、集団健診、体力づくり啓発等

■ その他（自由記載例）

成人のお祝い、七夕祭り、ハロウィン、ひな祭り、花火の配布、高齢者サロンの開設、高齢者クラブへの助成、愛のふれあい交流事業^④、緊急通報協力員の推薦^⑤、子ども食堂の支援、ひな壇飾り見学会、子ども縁日、通学区域交流事業、キャンプ、オリエンテーリング



(ウ) 安全な地域づくり事業

1. 防犯灯の点検作業

防犯灯を所有しているだけでは補助対象になりません。

故障の有無の見回り活動、調査などが補助対象になります。

2. 防犯パトロール、3. 登下校時の見守り活動

自治連合会や学校区等で活動している場合も、自治会として協力していることが分かれば補助対象になります。

7. 防災に関わる訓練や講演会の実施

自治会での災害時連絡訓練、避難訓練

市での防災訓練、応急手当講習^⑥、研修等も自治会員が広く参加対象となるものであることが分かれば対象となります。

8. 避難行動要支援者避難支援制度^⑦に協力（要支援者の名簿整備等）

高齢者や障がい者等、災害時に自ら避難することが困難な「避難行動要支援者」の名簿を市から提供されている「協力自治会」が対象です。

9. 個別避難計画^⑦の作成

避難行動要支援者ごとに作成する避難支援（いつ、どこへ、どのように避難するか）のための計画を「個別避難計画」と言います。

新たに作成（または協力）した場合、対象となります。

10. （地域の安全に関する）注意看板等の新規設置、更新

電柱巻付け標識^⑧（スピード注意）の作成、迷惑駐車の注意喚起や不審者注意情報の回覧文書作成

※自治会で作成したものが補助対象になります。他機関からの文書を回覧するだけでは補助対象になりません。

※作成または更新（古くなったものの修繕）が対象になります。「継続して看板がある」という状態は補助対象になりません。

■ その他（自由記載例）

消防署と連携した救急救命講習、火災予防旗・地域安全旗の掲揚、防災グッズの配布、夜光反射材の配布、自治会の防犯しおりの作成、高齢独居者の調査

※交通安全等に係る要望書の提出については補助対象になりません。

（工）地域交流事業

1. 各種親睦会・懇親会

自治会員が広く参加対象となるものに限ります。

（役員のみを対象とした懇親会については補助対象になりません）

2. 各種教室の実施（料理、園芸等）

料理教室、手芸教室、ガーデニング教室、しめ縄づくり講習会等

3. スポーツ交流事業（運動会、パークゴルフ大会等）

スキー旅行、カーリンコン大会等

7. 文化交流事業（文化祭、写真展等）

書道の展示、演奏会の開催

8. 研修旅行（日帰り含む）

自治会員が広く参加対象となるものが対象です。

行先は市内でも補助対象になります。



■ その他（自由記載例）

大学と連携した事業、格安野菜販売、座談会、バスツアー

※式典、祭典などは自治会員が広く参加対象になっている場合、補助対象となります。

（オ）地域自治活動事業

（オ）地域自治活動事業については、（ア）～（エ）の事業に含まれない、その他の事業等が対象です。

1. 総会と役員会（定期的なもの）

書面での開催、オンライン開催でも可

2. 回覧や自治会会報の電子配信

回覧文書や自治会だよりを SNS やメールマガジンで配信

4. 各種募金に協力（社協、日赤等への募金）

個別集金、自治会で予算化して募金等

5. 道町連共済などの損害保険に加入

市で紹介している北海道町内会連合会の共済事業に限らず、自治会活動に対しての保険に加入していれば補助対象になります。

7. HP を用いた自治会情報の発信（自連協 HP の基礎情報更新は除く）

独自にホームページを運用している、江別市自治会連絡協議会ホームページを利用し、過去1年以内に発信作業を行っている場合対象になります。

（「自治会でホームページを持っている」という状態だけでは補助対象になりません）



■その他（自由記載例）

被災地への寄附、自治会〇周年記念誌の発行、住居図の配布、デジタル化導入研修の委託

※他団体の各種会議へ役員が参加することや、他団体へ役員を推薦することは補助対象になりません。（会員全体を対象としていない事業のため）

自治会防犯灯維持費補助金

自治会

4月1日～9月30日 申請書類の提出



市

7月以降順次 審査終了後
・補助金決定通知書の送付
・指定口座へお振り込み

申請時の提出書類

- ・防犯灯維持費補助金申請書
- ・令和8年度防犯灯維持費補助金対象電灯料支払明細書
- ・令和7年4月～令和8年3月の電灯料がわかる
「ほくでんから発行された書類」 ※通帳の写しは不可。
- ・請求書
- ・委任状(必要の有無は、5 ページを参照)

概要

市では、各自治会等で管理している防犯灯の電気料金に対し、60%の補助を行っています。

昨年度(令和7年4月～令和8年3月)分の電気料金に対しての補助となるため、ほくでんから発行された電灯料金が確認できる書類が必要となります。

〈ポイント〉

ほくでんエネモール(ほくでんウェブサイト)の導入により、毎月の請求書・領収書の書面発行が廃止されたことから、以下のいずれかの書類をご提出いただきますようお願いいたします。

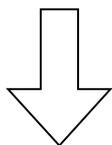
- ・受領済証明書 (ほくでんエネモールに登録でダウンロードもしくはほくでんお客様センターへ依頼することで取得できます)
- ・毎月の電灯料金請求書または領収書
※通帳の写しは不可。

※詳しくは、17 ページをご覧ください。

〈ほくでん受領済証明書の取得について〉

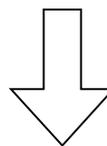
ほくでんエネモールに登録し、
領収情報をダウンロードし、印刷することが

できる



ほくでんエネモール
から令和7年4月～
令和8年3月分の
「受領済証明書」を
印刷してご提出
ください。

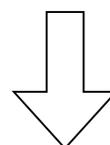
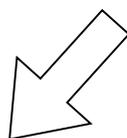
できない



書面にて受領済証明書の
発行をほくでんに依頼

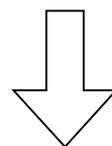
した

していない



補助金の申請とあわせて
ご提出ください。

ほくでんお客さま相談センターへ
(TEL:0120-956-688)
「受領済証明書」の書面発行を依頼
してください。



補助金の申請とあわせて
ご提出ください。

〈ほくでんエネモール登録方法〉 ※登録時、メールアドレスが必要となります。

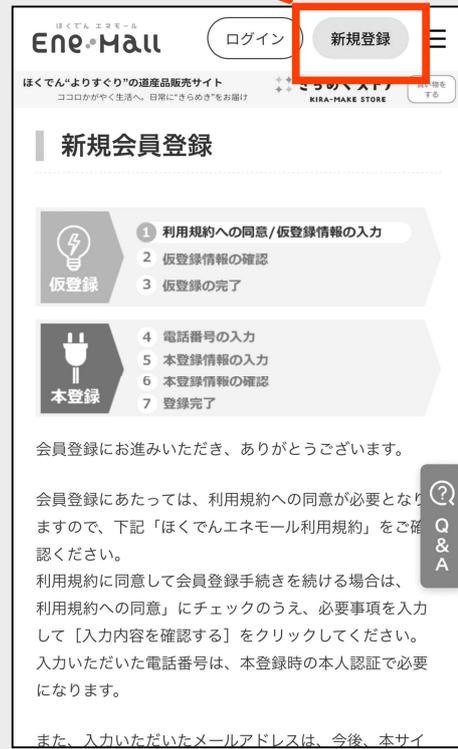
① スマホやパソコンで

ほくでん エネモール 🔍 と検索



② ここをクリック(タップ)

③ 画面右上の「新規登録」をクリック(タップ)



④ 「利用規約への同意」にチェック☑を入れてください。



⑤ 「個人のお客さま」、「法人のお客さま」のいずれかを選択してください。

⑥ 画面のとおりに従い、登録を完了してください。



申請書の記入のしかた

自治会長の個人印又は自治会長の角印を捨印と合わせて**2箇所**押印してください。
※シャチハタは不可。



捨印

第3号様式（第5条関係）

防犯灯維持費補助金交付申請書

日付は記入しないでください

年 月 日

（宛先）江別市長

団体名 ○○自治会

代表者氏名 会長 江別 太郎

住所 △△町△番地△

電話番号 011-123-4567



江別市防犯灯補助金交付規則第5条第3項の規定により、令和8年度防犯灯維持費補助金交付申請書を次のとおり提出いたします。

記

- 1 補助金交付申請額 金 **37,779** 円也
- 2 内 訳（※印欄は、記入しないでください。）

年間電灯料	補助率	補助申請額	※審査欄（補助決定額）
62,966 円	60/100	37,779 円	記入しないでください

<注>前年度の

年間電灯料 × 0.6(60%) = 補助申請額となります
※小数点以下は切り捨て

申請書の記入のしかた

自治会長の個人印又は自治会長の角印を捨印と合わせて**2箇所**押印してください。
※シャチハタは不可。



令和8年度防犯灯維持費補助金対象電灯料支払明細書

(令和7年4月～令和8年3月)

※印欄には記入しないでください

月別	電 灯 料 (円)	防 犯 灯 数 (灯)	※ 審 査 欄
4月			
5月			
6月			
7月			
8月			
9月			
10月			
11月			
12月			
1月			
2月			
3月			
計			

自治会等で支払った月ごとの防犯灯電気料金・管理している灯数を記入してください。
※年度の途中で防犯灯の新設や撤去があった場合は、記入の際ご注意ください。

内容を確認し、チェックを入れてください。

◎月々の防犯灯数は必ず記入してください。

以下の項目にチェックを入れてください。

- 「1年間の電灯料の支払額を確認できる書類」を添付しました。
- 「1年間の電灯料の支払額を確認できる書類」の記載金額には、防犯灯以外の電気料金を含みません。
- 「1年間の電灯料の支払額を確認できる書類」の記載金額には、防犯灯以外の金額を含むため、契約種別「公衆街路灯」以外を差し引いた金額を記載します。(契約種別毎の金額が分かる「電気料金等集約分内訳表」を添付。)

上記のとおり、相違ありません。

日付は記入しないでください

年 月 日

団体名

代表者職・氏名



防犯灯設置費補助金

新規設置の場合

前年度

市 9月末に
計画書提出様式の送付

自治会 10月末まで
新規設置計画書提出

当年度

自治会 4月1日～ 【随時】工事着工までに申請書類の提出

1ヶ月程度要します

市 (順次審査終了後)
補助金決定通知書の送付

自治会 工事着工
(工事完了後、完了届・施工証明書・請求書・委任状を提出)

市 ・補助金決定額通知書の送付
・自治会指定口座へ振込

概要

自治会で管理している防犯灯が以下の場合、補助を行っています。

- ①新規設置
- ②水銀灯等から LED 灯への交換
- ③故障した LED 灯の交換・修繕
- ※「故障していない LED 灯を更新する工事は補助対象外です。」

故障・緊急設置

・水銀灯等から LED へ交換の場合

※年度内随時申請可

各提出書類

新規設置の場合

- ・防犯灯設置費補助金申請書
- ・防犯灯設置費補助金算出表
- ・見積書
- ・該当箇所地図

故障・緊急設置・水銀灯等から LED へ交換の場合

- ・防犯灯設置費補助金申請書
- ・防犯灯設置費補助金算出表
- ・(故障の場合) 故障チェックリスト
- ・(緊急設置の場合) 防犯灯緊急設置の理由書
- ・見積書
- ・該当箇所地図

申請書の記入のしかた

自治会長の個人印又は自治会長の角印を捨印と合わせて**2箇所**押印してください。
※シャチハタは不可。

第2号様式（第5条関係）



防犯灯設置費補助金交付申請書

日付は記入しないでください

年 月 日

（宛先）江別市長

団体名 ○○自治会
代表者氏名 会長 江別 太郎
住所 △△町△番地△
電話番号 011-123-4567



江別市防犯灯補助金交付規則第5条第1項の規定により、令和8年度防犯灯設置費補助金交付申請書を次のとおり提出いたします。

記

1 設置する防犯灯（LED灯）の灯数

(1) 柱一体型		灯
(2) 取付型	1	灯
計	1	灯

2 設置する取付用柱の本数

(1) 鋼管ポール		本
(2) コンクリート柱		本
計		本

3 設置に要する総工事費 金 28,500 円

4 着工予定年月日 令和8年5月15日

5 設置箇所 別紙配置図のとおり

6 補助金の概算交付の希望の有無 有・ 無

令和 8 年度 防犯灯設置費補助金算出表

団体名	〇〇自治会
代表者氏名	会長 江別 太郎
連絡先氏名	江別 花子 (TEL 011-987-6543)

- LED灯の新規設置
 LED灯以外（水銀灯やナトリウム灯等）からLED灯への交換
 防犯灯の故障等による交換または修繕（別紙チェックリストを添付）

設置費補助金算出

該当するものにチェック☑をつけてください。

区分	規格	設置補助率①	1灯当り補助限度額②	灯数③	総工事費見積金額④	補助率算出⑤ (④×①)	補助限度額算出⑥ (③×②)	補助金額⑦ (⑤又は⑥の低い方の額)
LED灯	柱一体型	W 以内	円	灯	円	円	円	円
		1~20	1/2	100,700				
	取付型	21~	1/2	156,500				
		1~20	1/2	25,500	1	28,500	14,250	25,500
	21~	1/2	30,000					
取付用柱	鋼管ポール	1/3	14,900					
	コンクリート柱	1/3	18,400					
江別市宅地開発指導要綱（令和4年3月31日市長決裁）により設置された防犯灯で自治会等が引き受け、点灯に要する配線設置費		1/2	5,900					
合 計								

各項目の算出方法に従い、金額を記入してください。

注意事項

- 1 申請書には必ず防犯灯設置にかかる費用の**見積書**を添付のこと。
- 2 見積書は総工事費用（消費税を含む）の記載のもの。
- 3 申請書には必ず**防犯灯設置計画配置図**を添付のこと。
- 4 配置図の防犯灯設置箇所に**赤丸など目印**をつけ、連番を付してください。

自治会館運営補助金

自治会

4月30日まで 申請書類の提出



市

6月中

審査終了後

- ・補助金決定通知書の送付
- ・指定口座へお振り込み

申請時の提出書類

- ・江別市自治会館運営補助金交付申請書
- ・令和7年度自治会館事業報告・収支報告書
- ・令和8年度自治会館事業計画・収支予算書
- ・請求書
- ・委任状(必要の有無は、6 ページを参照)

} 総会議案書の該当ページで
記載を省略可 【※】

自治会館を所有している自治会を対象に、市では自治会館の維持管理を支援するための補助金を交付しています。

一律 35,000 円の補助に加え、自治会館の面積数に応じて補助を行っています。

補助金の交付には、昨年度の利用状況として事業結果(利用件数)・収支決算及び今年度の事業計画(利用予定件数)・収支予算の提出が必要となります。

【※】

令和7年度自治会館事業報告・収支報告書

令和8年度自治会館事業計画・収支予算書

「2 収入の部」、「3 支出の部」に関しては、市の様式に代わって「総会議案書の該当ページ」に記載があれば、省略することができます。

申請書の記入のしかた

江別市自治会館運営補助金交付申請書

日付は記入しないでください

年 月 日

(あて先)江別市長

団 体 名 ○○町自治会

代表者職氏名 会長 ○○ ○○

住 所 江別市△△町△△番地△



江別市自治会館運営補助要綱第4条の規定により補助金の交付を受けたいので、
関係書類を添えて申請します。

記

自治会長の個人印又は自治会長の角印を捨印と合わせて押印してください。
※シャチハタは不可。

1 交付申請額 金 ¥ 71,400 円

市で面積数と交付申請額を入れた状態で申請書を送付いたします。

2 自治会館の名称及び面積 名称 ○○○自治会館 面積 100 m²

3 添付書類 自治会館事業計画・収支予算書及び総会議案書

第4号様式

自治会長の個人印又は自治会長の角印を捨印と合わせて2箇所押印してください。
※シャチハタは不可。



令和7年度自治会館事業報告・収支報告書

日付は記入しないでください

年 月 日

(あて先) 江別市長

団 体 名

代表者職氏名 会長

住 所 江別市



1 事業結果

項 目	件 数	備 考
葬 儀	1	令和7年度に使用した件数をそれぞれ記入してください。
会 議	12	
その他の使用	75	
合 計	88	

2 収入の部

項 目	決 算 額	当初予算額	差引増減	備 考
前年度繰越金				
会館使用料				総会議案書に記載があれば 総会議案書の写しで代用可
寄 付 金				
繰 入 金				
雑 収 入				
市 補 助 金				
合 計				

3 支出の部

	決 算 額	当初予算額	差引増減	備 考
管 理 人 報 酬				
光 熱 水 費				
燃 料 費				総会議案書に記載があれば 総会議案書の写しで代用可
除 雪 費				
備 品 購 入 費				
修 繕 費				
火 災 保 険 料				
予 備 費				
合 計				

第2号様式

自治会長の個人印又は自治会長の角印を捨印と合わせて**2箇所**押印してください。
※シャチハタは不可。



令和8年度自治会館事業計画・収支予算書

日付は記入しないでください

年 月 日

(あて先) 江別市長

団 体 名

代表者職氏名 会長

住 所 江別市



1 事業計画

項 目	予定件数	前年度実績	備 考
葬 儀	0		
会 議	12		
その他の使用	80		
合 計	92		

令和8年度の予定件数をそれぞれ記入してください。

2 収入の部

項 目	予 算 額	前年度決算額	備 考
前年度繰越金			
会館使用料			
寄 付 金			
繰 入 金			
雑 収 入			
市 補 助 金			
合 計			

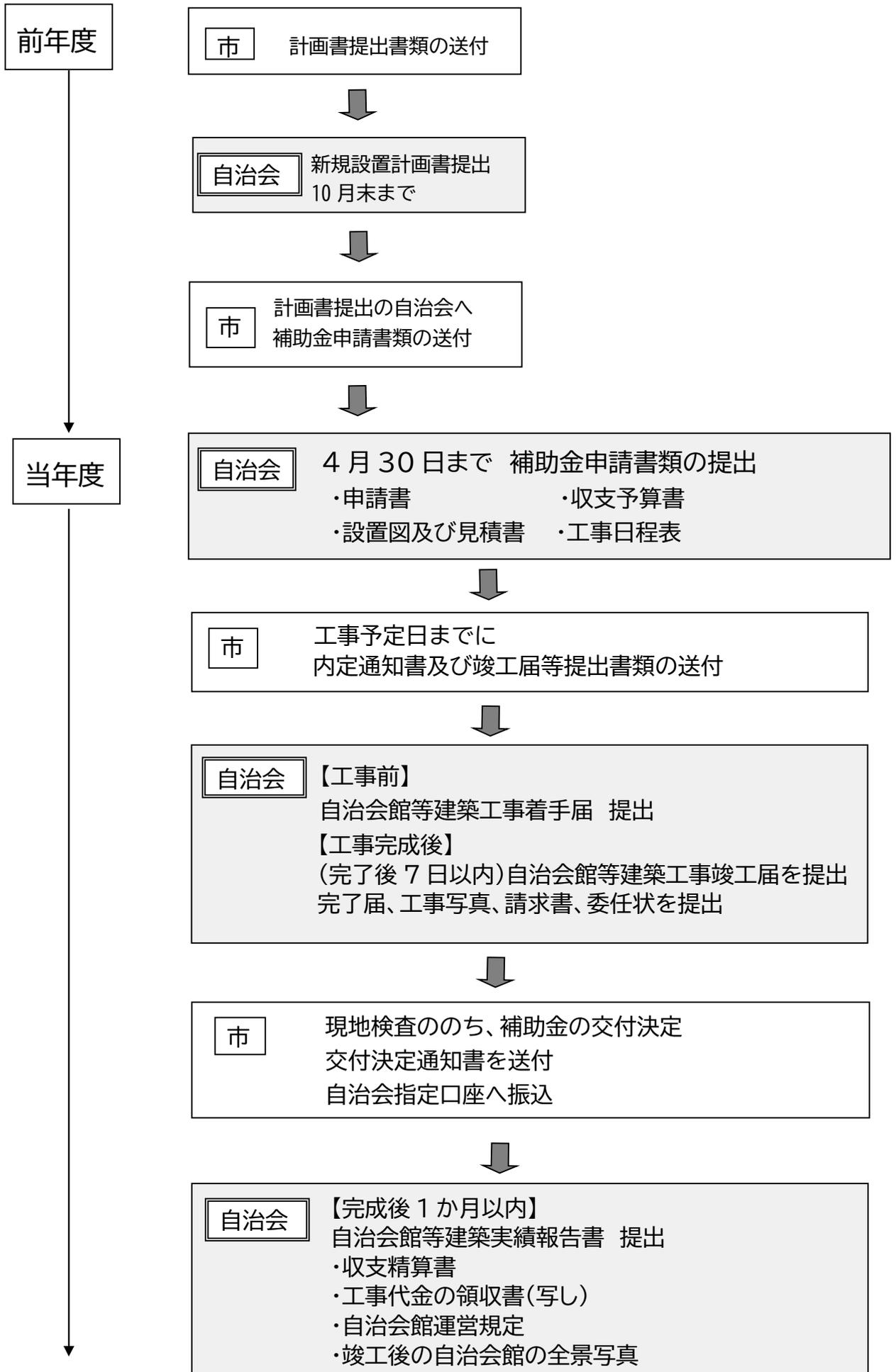
総会議案書に記載があれば
総会議案書の写しで代用可

3 支出の部

項 目	予 算 額	前年度決算額	備 考
管 理 人 報 酬			
光 熱 水 費			
燃 料 費			
除 雪 費			
備 品 購 入 費			
修 繕 費			
火 災 保 険 料			
予 備 費			
合 計			

総会議案書に記載があれば
総会議案書の写しで代用可

自治会館等建築補助金



申請書の記入のしかた

第2号様式(第7条関係)



自治会館等建築補助金交付申請書

日付は記入しないでください

令和 年 月 日

(あて先) 江別市長

自治会等の名称 ○○○自治会
代表者 住所 江別市△△町△番地の△
代表者 職氏名 会長 ○○ ○○



自治会館等建築補助金交付規則第7条の規定により、自治会館等建築に対する補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 自治会又は老人クラブの名称 ○ ○ ○ 自治会
 - 2 構成世帯数及び人数 150 世帯 675 人
 - 3 自治会館等の名称及び位置 ○ ○ ○ 自治会館
江別市○○町○番地の○
 - 4 自治会館等の構造及び面積 (設計図添付)
 - 5 建築に要する総工事費 (工事見積書添付)
 - 6 資金の調達方法 別紙収支予算書のとおり
 - 7 工事着手予定年月日 令和 8 年 7 月 1 日
 - 8 工事完了予定年月日 令和 8 年10月31日
- } 計画書に添付につき省略



捨
印

日付は記入しないでください

令和 年 月 日

自治会等の名称 〇〇〇自治会
代表者 住所 江別市△△町△△番地の△
代表者 職氏名 会長 〇〇 〇〇



収 支 予 算 書

(収入の部)

区 分	予 算 額	備 考
市 補 助 金	円 1,000,000	
自治会負担金	円 1,001,000	
計	円 2,001,000	← 総工事費

(支出の部)

区 分	予 算 額	備 考
		総工事費
工 事 費	円 2,001,000	外壁修繕
		↑
		工事内容を記入してください
計	円 2,001,000	← 総工事費

令和8年度自治会館連絡先

会館名称		
会館住所		
会館電話	あり(-)・なし	
管理人	常駐 ・ 常駐していない	
会館不在時の 使用申込先	役職	
	フリガナ 氏名	
	電話	
自治会員 以外の使用	可 ・ 不可	

※可の場合、市民生活課へお問合せがあった際には
上記の連絡先を先方へお伝えしますのでご了承ください。

休館日	ありの 場合	あり ・ なし	
		毎週の場合	曜日
		毎月の場合	日 日 日 日 日
		年末年始	月 日 ~ 月 日

記入者	役職	
	氏名	
	連絡先	

記入に関する問い合わせ 市民生活課市民活動係
電話381-1018